

令和6年度から指定区域および補助対象経費を拡充しました！

空き店舗等への出店を支援します！

『空き店舗等活用支援事業補助金』を  
活用した出店募集

### 対象となる事業者（すべてに該当）

- 空き店舗や空き家を改装して出店する個人や法人
- 亀山商工会議所からの推薦を受けたもの
- 2年以上継続して事業を実施する見込みがあるもの

### 対象となる空き店舗等（すべてに該当）

- ▷ 指定区域（亀山市立地適正化計画に位置付ける居住誘導区域内にある店舗等）
- ▷ 対象業種…小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、医療・福祉業など
- ▷ 6カ月以上、店舗や住居として使用していないこと
- ▷ 店舗面積が500㎡未満であること
- ▷ 週4日以上かつ1日4時間以上営業すること
- ▷ 改装などは市内業者で行うこと
- ▷ 令和7年3月末日までに工事が完了し、開業ができること

### 対象となる経費

改装費（内外装工事費、建物附属設備工事費、看板設置工事費）、賃借料

### 補助金額

対象となる経費の1/2の額以内（上限100万円）  
※申請書の提出日時時点で、補助金の交付対象者（法人の場合はその代表者）が女性または満35歳未満の場合は上限150万円

### 募集期間

4月1日（月）～5月10日（金）  
※申請書は、商工観光課商工業振興グループ（本庁2階）でお渡しします。また、市ホームページからもダウンロードできます。

**問合せ先** 商工観光課商工業振興グループ ☎84-5049